８）本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。
９）本工事は、ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ構造物工（橋梁上部）、施工者希望Ⅱ型）の対象工事である。
10）本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（発注者指定型）である。
11）本工事は、完全週休２日（土日）の取り組みを前提とした工事（発注者指定方式）である。なお、当初より完全週休２日（土日）の達成を前提として各経費の補正を行い予定価格に反映させている。
12）本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を工事契約後配置することができる試行工事である。
13）本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。
14）本工事は、発注者が提示する新技術の活用を図る新技術活用工事である。
15）本工事は、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者が工事の始期及び終期を任意に設定できる余裕期間（フレックス方式）工事である。
16）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。
17）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
18）本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和５・６年度一般競争参加資格者で鋼橋上部工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成21年度以降に元請として完成した工事で、下記１）～３）の要件を満たす製作及び架設工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１者がこの施工実績を有していればよい。元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

１）道路橋（Ａ活荷重以上又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
２）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし鋼床板鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績として良い。
３）最大支間長が25m以上であること。ただし、上記１）から３）は同一工事であること。

⑸　国土交通省地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）発注の令和４年度，５年度に完成した鋼橋上部工事の工事成績評定点で60点未満を２件以上有しないものであること。

⑹　建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、配置予定の主任（監理）技術者は、現場施工期間中に専任を配置できること。

また、配置予定の主任（監理）技術者は、工場製作期間と現場施工期間において同一の技術者でなくてもよいが、同一の技術者でない場合は、それぞれの技術者が基準を満たすこと。ただし、工場製作期間の技術者は、下記２）の施工経験は必要としない。

なお、本工事における現場施工期間は、令和７年12月から令和９年３月までを予定している。

また、本工事は、受注者が工事の始期と終期を設定できる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要せず、工事の始期以降に配置できること。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）平成21年度以降に、元請として完成した上記⑷に掲げる要件を満たす架設工事の施工経験を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑷に掲げる要件を満たす架設工事の施工経験を有していればよい。

元請として完成した上記⑷に掲げる要件を満たす架設工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係る経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
４）本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記５⑶の申請書の提出期限日までの期間が１年を経過していること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものを対象とする。）。

⒀　提出された技術提案に係る施工計画が適正であること。

⒁　入札に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから入札説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。）をダウンロードした者又は下記５⑵４）に指定する方法で交付を受けた者であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制
(a)　品質確保の実効性
(b)　施工体制確保の確実性
２）技術提案
(a)　鋼橋の現地へ輸送・架設における品質確保等に関する工夫
(b)　配置予定技術者のヒアリング
・技術提案の理解度
・施工上配慮すべき事項の適切性
３）企業の技術力
Ａ．企業の施工能力
(a)　ワーク・ライフ・バランス等推進企業